

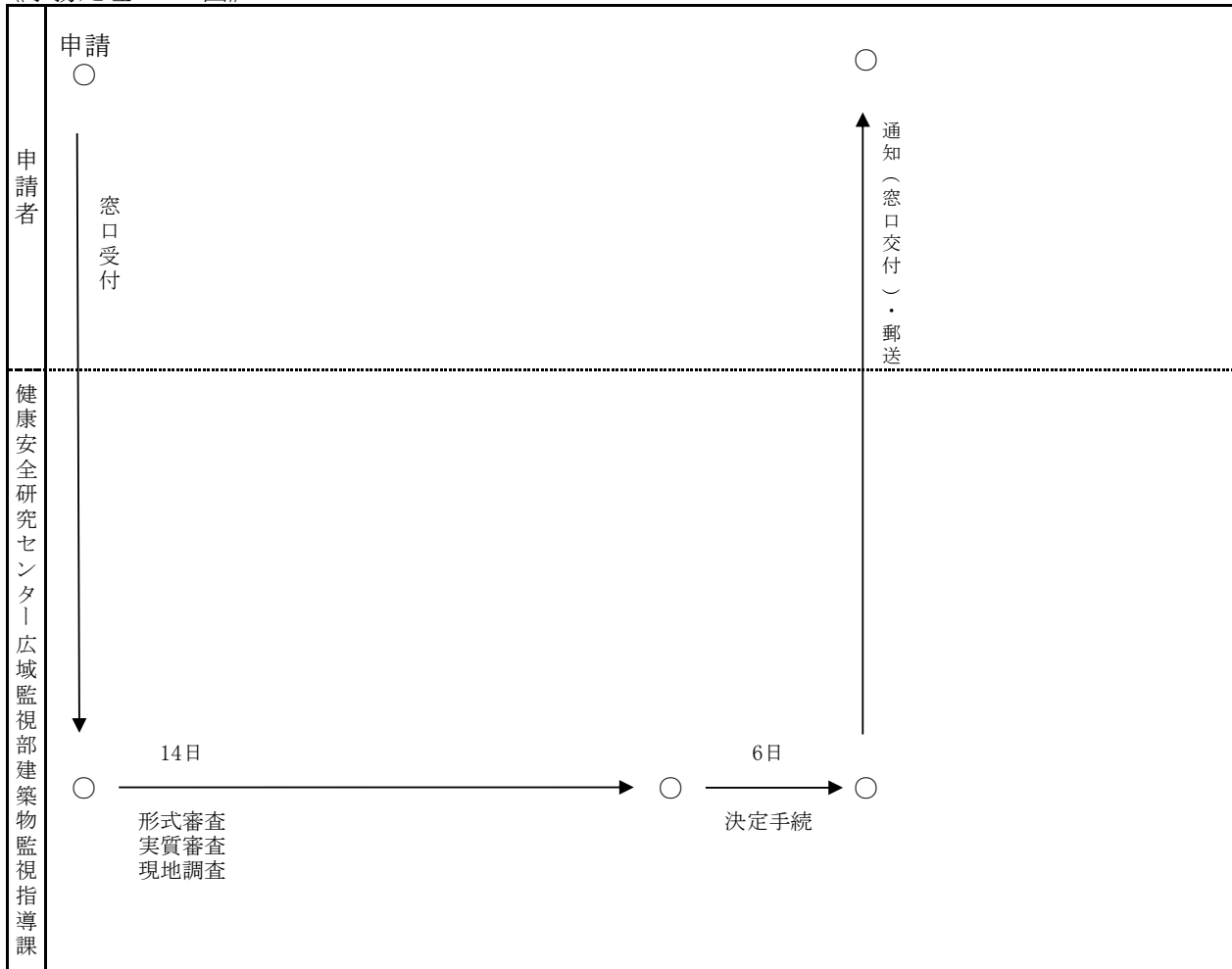
事務処理フロー図

事務名	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録
根拠法令	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項

作成部署 福祉保健局健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課建築物衛生担当 電話03-5937-1058

標準処理期間計 20日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書の記載漏れ、添付書類の不足等について審査
2	実質審査	審査基準を満たしているか審査 申請事項をシステムに入力 ※登録事務処理要綱
3	現地調査	営業所の実在の確認 人的要件及び物的要件並びに その他の要件に係る書類の確認
4	決定手続	審査の結果に基づき、諾否を決定
5	通知・郵送	申請者に証明書を交付
6	備考	要件不備に係る改善措置を要する期間等を除く
7		
8		
9		
10		